

浄化槽設置に要する費用の一部助成のご案内

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、町の下水道事業計画区域以外の地域に高度処理型浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）を設置する場合、設置費用の一部を助成します。

【補助金交付対象】

- 既存の単独処理型浄化槽や汲み取り便槽から高度処理型浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）への転換による浄化槽設置
- 既存の汚水処理未普及解消につながる新築家屋への浄化槽設置（例）単独処理浄化槽や汲み取り便槽を有する家屋に居住する方が、新築家屋に建て替え・新築する場合の浄化槽設置。
- 町の下水道整備済み区域から転居して家屋を新築する場合の浄化槽設置および他の市町村から転入して家屋を新築する場合の浄化槽設置

【必要書類】

- 補助金交付申請書 ●設置場所の案内図
- 排水経路図 ●平面図
- 登録浄化槽管理票（C票）
- 工事見積書の写し ●登録証の写し
- 浄化槽工事業者届出書の写し
- 保証登録証 ●浄化槽設備土免状の写し
- 放流同意書（放流を伴う場合）の写し
- 浄化槽法第7条検査に係る検査手数料払込通知書の写し
- 建築確認済証の写しまたは浄化槽設置届出書及び浄化槽明細書の写し

区分による限度額			
高度処理型浄化槽区分（環境配慮型浄化槽に限る）			限度額
窒素又はりん除去型	転換	5人槽	645,000円
		7人槽	772,000円
		10人槽	959,000円
	新築	5人槽	533,000円
		7人槽	644,000円
		10人槽	787,000円

※単独浄化槽から補助対象浄化槽へ入れ替え（転換扱いのみ）をした場合、その撤去費用として90,000円（限度額）を別途助成いたします。

【申請期間】
月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分
（正午から午後1時までの時間を除く）
※予算範囲内での先着順となりますので、まずはお問い合わせください。

【その他】
浄化槽の工事期間は、補助金交付決定後から令和2年2月末までです。
※詳細は、町公式ホームページをご覧くださいか、役場環境対策課までお問い合わせください。

問い合わせ先・申し込み先
役場環境対策課 ☎68-2211（内線258）

水道料金（1カ月につき）

用途	料金	基本料金		超過料金			
		水量	現行料金	新料金	水量	現行料金	新料金
家事用		10m³	1,512円	1,540円	1m³につき	226.8円	231円
営業用		20m³	5,076円	5,170円		388.8円	396円

※上記以外の用途料金は、お問い合わせください。

下水道使用料

現行料金	新料金	汚水量に1m³あたりの料金を乗じて得られた額（1円未満の端数が生じた場合は端数切り捨てとなります）
129.6円/m³	132円/m³	

上下水道料金が令和元年11月請求（10月使用）分から変わります

消費税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、上下水道料金が改定となります。

新料金は、11月請求分（10月使用分を11月に検針）からとなります。10月請求分は現行料金のままですが、10月に開始し、同月中に中止した随時請求分については、10月分でも新料金となります。

料金（税込み）は左記のように変わります。

問い合わせ先
水道料金については…茨城県南水道企業団 業務課 ☎0297-66-5132
下水道使用料については…役場都市整備課 下水道係 ☎68-2211（内線282）

9月は動物愛護月間です！
テーマ：『人と動物が共生する地域社会の実現』



9月20日（金）～26日（木）を動物愛護週間とし、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についてのご理解と関心を深めていただくことを目的として定めています。

近年、ペットは心の安らぎをもたらし、家族の一員とされ、重要な存在となっています。その一方で、さまざまな苦情や問題が増加しています。

これらの問題は、近隣トラブルとして裁判にまで発展しているケースもあるほどです。ペットとの楽しい生活の中で近所さんからペットが嫌われては意味がありません。飼い主さんが飼育ルールやマナーを守ることが、周囲に愛されるペットになる為の第一歩です。

犬の飼い方・マナー

飼い犬の放し飼い禁止

- ・放し飼いは県条例で禁止されています。
- ・散歩の時は必ずリードをつけましょう。
- ・屋外で飼う場合、安全な場所に鎖で繋ぐか囲いの中で飼いましょう。

飼い犬の義務

- ・愛犬の排泄物の始末は飼い主の義務です。散歩の時の糞は必ず持ち帰り、尿には水をかけて綺麗にしましょう。
- ・飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

管理飼育のしつけ

- ・犬の無駄吠えは、近隣の生活リズムを崩すなど精神的な苦痛を与える可能性があります。無駄吠えをしないよう訓練やしつけをきちんとしましょう。

犬の登録と狂犬病予防注射

犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は年1回行うことが義務付けられています。下記動物病院では、狂犬病予防注射と同時に狂犬病予防注射済票の交付ができます。

可能な動物病院

名称	住所	電話番号
もえぎの動物病院	利根町奥山 643-1	68-8238
わかくさ動物病院	利根町横須賀 655	68-7939
竜ヶ崎中央獣医科病院	龍ヶ崎市馴柴 3-785-2	64-3288

問い合わせ先 役場環境対策課 ☎68-2211（内線253）

猫の飼い方・マナー

所有者の明示

- ・迷子猫を増やさないために、自分の飼い猫に連絡先のわかる首輪や迷子札をつけましょう。

不妊去勢

- ・不妊、去勢手術をしましょう。猫はとても繁殖力の強い動物です。望まない不幸な命を生み出さないことや、病気の予防・性格の緩和にもなります。

終生飼養

- ・飼い猫の寿命の平均は15年程度といわれています。責任をもって最後まで飼いましょう。

猫は室内で飼いましょう

- ・最近、猫を飼う人が増加しています。それに伴い、猫が原因の苦情が多く寄せられています。

屋内飼養の推進

飼い猫が交通事故や迷子になるおそれなくなるほか、他の猫とのケンカによる感染症の危険がなく、安全で健康に暮らせることから、茨城県の条例で飼い主の努力義務として飼い猫の屋内飼養を規定しています。猫を大切にされている方なら室内で飼いましょう。

飼い主のいない猫について

野良猫をかわいそうと思う気持ちは、人として当然にある感情です。しかし、単に餌を与える行為は、さらなるかわいそうな猫を増やす行為になります。

責任をもって飼う事ができないのなら、野良猫に餌を上げる行為は絶対にやめましょう。